

申告はお早めに！お忘れなく！

# 町県民税・所得税及び復興特別所得税 (確定申告)の申告会場を開設します。

町では、町県民税申告と所得税確定申告の申告会場を次のとおり開設します。  
平成30年中、複数の事業所から給与の支払いがあった方や住宅ローン控除を初めて受ける方、医療費控除を受ける方などは申告が必要です。

**開設期間**

2月1日(金)～3月15日(金) (土・日、祝日を除く)

※2月1日(金)～15日(金) 還付申告のみ

午前の部 午前8時40分～午前11時30分

午後の部 午後1時～午後4時30分

※午前11時30分～午後1時は閉場

**場所 役場2階203会議室**

※還付以外の申告の方は、2月18日(月)以降の受付となります。

※資産や株式の譲渡所得がある場合や青色申告の申告相談は受付できません。じばさん三重6階(四日市市安島1-3-18) 所得税確定申告会場にてご相談ください。

※ご自宅等で作成した確定申告書等は、印刷して税務署へ郵送等により提出してください。(ただし、右記開設期間内であれば役場税務課窓口への提出可。)

詳しくは、町ホームページをご覧ください。かかわりか。



**添付書類等が必要な場合があります。申告する前に、ご確認ください。**

- 源泉徴収票などの収入のわかるもの  
給与や公的年金所得がある方は、源泉徴収票が必要。
- 各種所得控除(雑損、医療費、小規模掛金、生命保険料、地震保険料、社会保険料等の控除)に必要な領収書や証明書等  
平成30年中に支払った領収書や証明書等が必要。  
※医療費控除は、領収書の提出の代わりに医療費控除明細書(国税庁様式)の添付が必要。

【問い合わせ先】 税務課 TEL366・7114

**確定申告**

スマートフォンで確定申告  
できます!

申告会場の開場時間内に来場できない方や待ち時間を短縮したい方は、ぜひご利用ください。

**書面提出**

プリンター等から印刷した申告書を四日市税務署へ郵送等で提出。  
○コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用した印刷も可能。

**e-Tax提出**

e-Tax(データ送信)で提出。  
※ID、パスワードは、運転免許証等で本人確認のうえ、四日市税務署で発行。(すでにID等取得されている方は新たな取得は不要)

※e-Taxの送信方法やエラー解消については、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」までお問い合わせください。  
TEL0570・01・5901  
(土・日、祝日を除く午前9時～午後5時。時期により受付時間が異なります。国税庁ホームページでご確認ください。)

**四日市税務署からのお知らせ**

期間中は四日市税務署内に確定申告会場を設けません。申告書の作成が困難な方は、じばさん三重の申告会場をご利用ください。また、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

**期間** 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日除く)  
午前9時～午後5時(午後4時受付終了)

**場所** じばさん三重6階(四日市市安島1-3-18)

**問い合わせ先** 四日市税務署  
TEL352・3141(代表)  
※電話は自動音声により案内していますので、ダイヤル後「2」を選択

## 町県民税

**町県民税の申告について**

町内に住所のある方は、原則として申告書を提出しなければなりません。

この申告は、国民健康保険税や非課税判定等の資料にもなります。所得がなかった方でも必要に応じて申告してください。

※申告をしないと公営住宅、老齢年金、保育所入所、融資等に必要所得証明を発行できない場合があります。また、高額療養費の軽減や国民健康保険税の軽減が認められなくなります。

**町県民税の申告が不要の方**

○所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方  
○平成30年中の所得が給与または公的年金のみの方  
※雑損控除、医療費控除等を受けようとする方や公的年金のみで配偶者特別控除を受けようとする方などは申告が必要です。  
○平成30年中の所得が川越町の条例で定める金額以下の方

【問い合わせ先】 税務課 TEL366・7114

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

**マイナンバーカードをお持ちの方**

- ・マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ・ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

**マイナンバーカードをお持ちでない方**

本人のマイナンバーを確認できる番号確認書類と記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる身元確認書類が必要です。

<番号確認書類の例>

通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る)などのうちいずれか1つ

+

<身元確認書類の例>

運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つ



**障害者控除対象者認定書について**

**障害者控除または特別障害者控除を受けるには?**

障害者手帳(身体・療育)を持っていない65歳以上の要介護・要支援認定者で、身体障害者または知的障害者に準ずる方について、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうかを判定し、対象と認められる場合には、認定書を交付します。(認定書は、後日郵送します。)

①町県民税や所得税の課税対象者で、②障害者控除の申告をしていない方が町県民税や所得税の申告をする際に、この認定書を提示すると本人または扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※この認定書は町県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありませんので、ご注意ください。

○本人または家族の方が申請してください。また、申請は**毎年度必要**となります。  
※当該年度の12月31日において、要介護認定を受けていること。

○必要なもの 被保険者証、認印

**【申し込み・問い合わせ先】** 町民保険課 TEL366・7115



**川越町郷土資料館 今月の一品**

**魚籠(びく)**

今月紹介する資料は、「魚籠」です。魚のかごを捕獲した魚介を入れておくためのひもがついていて、腰に縛ることが多く、写真の資料もひもは痛んで残っていませんが、根本部分が少し残っています。根元が少なくなると使えなくなるため、腰に縛って使っていたと考えられます。

材質は竹を編んで作られ、口は13cm、高さ20cm、開口部の部分は魚が入れやすいように大きめに作られています。さらに魚が逃げ出さないうようにびれとフタの部分が竹ざり状になっていて、小さな物入れとしても使われています。

**【問い合わせ先】** 生涯学習課 TEL366・7140

町内ケーブルテレビ「情報満載!かわこえ」で放映中の「かわこえキラキラ体操」で、いきいき元気に!!

災害時や地域の情報などを聞くことができる防災行政無線個別受信機を無償貸与しています。詳しくは企画情報課までお問い合わせください。